千葉市施設型給付対象施設運営事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、児童福祉の増進を図るため、社会福祉法人等が設置する施設型給付対象施設の管理運営事業に要する経費について予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該社会福祉法人等に対し補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）施設型給付対象施設　私立保育園、私立認定こども園及び給付型幼稚園をいう。

（２）私立保育園　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３９条第１項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第３条第１項及び第３項の認定を受けたもの及び同条第９項の規定による公示がされたものを除く。）であって、社会福祉法人等が設置経営するものをいう。

（３）私立認定こども園　認定こども園法第２条第６項に規定する認定こども園であって、社会福祉法人等が設置経営するものをいう。

（４）給付型幼稚園　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設である私立幼稚園であって、学校法人等が設置経営するものをいう。

（５）社会福祉法人等　社会福祉法人、学校法人及び次の各号に掲げる条件に適合する者をいう。

ア　千葉市私立保育所設置認可等要綱別表１「社会福祉法人又は学校法人以外の者による保育所整備に係る設置主体適合条件」

イ　千葉市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園認定等要綱別表１「社会福祉法人又は学校法人以外の者による幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園整備に係る設置主体適合条件」

（６）職員配置　「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「留意事項通知」という。）による職員配置のうち最新のものをいう。

（７）職員定数　職員配置に基づく、次の算式（年齢別配置基準に配置基準に係る加算を加味したもの）によって算定した、公定価格に包含されている保育教諭等及び保育士の定数をいう。

ア　私立保育園

（乳児数×1/3）＋（１・２歳児数×1/6）＋（３歳児数×1/15）＋（４歳以上児数×1/30）

注：算式の各項は小数点以下第２位を切り捨てし、職員定数は小数点以下第１位を四捨五入する。

注：なお、職員定数には、それぞれ次の人数を加算するものとする。

（ア）利用定員が９０人以下の施設　１人

（イ）保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設　１人

イ　私立認定こども園

（乳児数×1/3）＋（1・２歳児数及び満３歳児数×1/6）＋（３歳児数×1/15）

＋（４歳以上児数×1/30）

注：算式の各項は小数点以下第２位を切り捨てし、職員定数は小数点以下第１位を四捨五入する。

注：「満３歳児」とは、以下の者をいう（当該年度内に限る。）。

（ア）教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が２歳で年度途中に満３歳に達して入園した者

（イ）２歳児（保育認定子どもに限る。）が年度途中に満３歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者

なお、職員定数には、それぞれ次の人数を加算するものとする。

ａ　保育認定を受けた子どもに係る定員が９０人以下の施設　１人

ｂ　主幹保育教諭等の専任化を行う施設　２人

ｃ　保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設　１人

（８）保育教諭等　幼保連携型私立認定こども園において幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士として登録を受けた者をいう（令和７年３月３１日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む）。なお、幼保連携型以外の私立認定こども園においては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいう。

（９）正規職員保育士　法第１８条の４に規定する保育士（以下「保育士」という。）であって、施設型給付対象施設の就業規則等に定める手続によって、正規職員として雇用され勤務する者をいう。

（１０）準保育士　保育士であって、施設型給付対象施設の就業規則等で定める正規職員保育士の勤務時間以上勤務する正規職員保育士以外の者をいう。

（１１）短時間保育士　保育士であって、短時間勤務（施設型給付対象施設の就業規則等で定める正規職員保育士の勤務時間未満勤務することをいう。）する者をいう。

（１２）短時間幼稚園教諭　幼稚園教諭であって、短時間勤務（施設型給付対象施設の就業規則等で定める正規職員保育士の勤務時間未満勤務することをいう。）する者をいう。

（１３）保健師　保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号。以下「保助看法」という。）第２条に規定する保健師の資格を有する者をいう。

（１４）看護師　保助看法第５条に規定する看護師の資格を有する者をいう。

（１５）准看護師　保助看法第６条に規定する准看護師の資格を有する者をいう。

（１６）調理員等　栄養士、調理師、調理員その他の調理業務に従事する者をいう。

（１７）保育支援者　保育補助、事務、通訳、その他の保育士の負担軽減に資する業務に従事する者をいう。

（１８）特定理学療法士等　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者をいう。

（１９）理学療法士　理学療法士及び作業療法士法（昭和４０年法律第１３７号）第３条に規定する理学療法士の免許を受けた者をいう。

（２０）作業療法士　理学療法士及び作業療法士法（昭和４０年法律第１３７号）第３条に規定する作業療法士の免許を受けた者をいう。

（２１）言語聴覚士　言語聴覚士法（平成９年法律第１３２号）第３条に規定する言語聴覚士の免許を受けた者をいう。

（２２）心理担当職員　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。

（補助事業等）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とし、補助要件、補助基準額等については、別表１のとおりとする。

（１）保育士等配置基準改善補助事業

施設型給付対象施設において、保育士及び調理員等の労働条件の改善と保育内容の充実を図る目的で、職員定数のほか、公定価格における各加算分を超えて保育士等を配置するために要する経費に対し補助する。なお、千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年千葉市条例第８６号。以下「児童福祉条例」という。）附則第３条、千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年千葉市条例第４６号。以下「幼保連携型条例」という。）附則第１０条及び千葉市幼稚園型認定こども園､保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成２８年千葉市条例第２１号。以下「幼稚園型等条例」という。）附則第８項の規定により、私立保育園及び私立認定こども園においては、保健師、看護師又は准看護師を１人に限り職員定数上の保育士とみなすことができる。

また、児童福祉条例第４６条第３項、幼保連携型条例第５条第３項の表備考第５号、及び幼稚園型等条例第４条第６項の規定により、特定理学療法士等を１人に限り職員定数上の保育士とみなすことができる。

さらに、児童福祉条例附則第１１条及び第１２条、附則第８条及び第９条、並びに幼稚園型等条例附則第５項から第７項までの規定により、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許を有する者及び市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置する場合で、次表の条件を満たすときは、保育士とみなす（以下「みなし保育士」という。）ことができる。

対象者	年齢別配置基準(a)	保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合の１人加配(b)	利用定員が 90 人以下の場合（私立認定こども園の場合は、保育認定子どもの定員）の１人加配(c)	最大対象者数(a+b+c)
幼稚園教諭･小学校教諭・養護教諭資格者	２人	１人	１人	4 人(90 人超定員の場合

市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識･経験を有すると認める者	対象としない。			は３人）

（２）運営費等改善補助事業

施設型給付対象施設において、入所児童に対する安全・生活に配慮した良好な運営を図ることを目的に、施設運営等に要する経費に対し補助する。

２　この補助金の交付額は、別表１に定める基準額と算出した額（寄付金その他の収入額を控除した額）とを比較して少ない方の額とする。ただし、保育士等配置基準改善補助事業については、千円未満の端数が生じた場合には、種目ごとにこれを切り捨てるものとする。また、当該経費について国、地方公共団体その他の団体から補助金、助成金その他これらに類する給付金を受給している（受給を予定している場合を含む。）場合は、当該補助金等の対象となる経費を補助対象経費から控除するものとする。

（交付申請）

第４条　規則第３条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに、別表２に定める申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第５条　規則第５条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）規則第４条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならないこと。

（２）規則及びこの要綱を遵守すること。

（３）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（第９条第４項に規定する軽微な変更を除く）を行う場合には、市長の承認を受けること。

（交付決定通知）

第６条　規則第６条の規定による通知は、別表２に定める通知書によるものとする。

（分割払い）

第７条　市長は、規則第１５条ただし書きの規定により、前条の規定による交付決定額の範囲内において、補助金の額の確定前に補助金を分割払いすることができる。なお、分割払いを決定したときには、前条に定める通知書により通知するものとする。

（分割払いの請求）

第８条　前条の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、規則第１６条第２項の規定により準用する同条第１項の規定により、別表２に定める分割払い請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の変更）

第９条　交付決定後に、申請内容に変更（軽微な変更を除く）が生じたときは、市長が定める期日までに、別表２に定める申請書に必要な書類を添付して、市長に補助金の変更申請をしなければならない。

２　規則第４条及び第６条の規定は、前項の規定による補助金の変更申請があった場合について準用する。

３　前項において準用する規則第６条の規定による通知は、別表２に定める通知書によるものとする。

４　第１項の軽微な変更は、補助金の交付決定額の算定において基準となる数値の変更を伴わない細部の変更とする。

（実績報告）

第１０条　規則第１２条の規定により報告しようとするときは、別表２に定める報告書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第１１条　規則第１３条の規定による通知は、別表２に定める通知書によるものとする。

（交付の請求）

第１２条　規則第１６条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、別表２に定める差額請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の精算）

第１３条　第７条の規定により補助金の分割払いを受けた補助事業者は、第１１条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに、別表２に定める精算書を市長に提出しなければならない。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附　則

この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成４年１１月１日から施行し、平成４年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成６年１月５日から施行し、平成５年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成７年２月１５日から施行し、平成６年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成８年２月２日から施行し、平成７年度の予算に係る補助金から適用する。要綱第３条第１項第５号の看護婦設置補助事業は、平成８年度末までの事業とする。

附　則

この要綱は、平成９年２月１２日から施行し、平成８年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成９年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１０年３月１６日から施行し、平成９年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年３月１１日から施行し、平成１０年度の予算に係る補助金から適用する。

また、この要綱中、別表の「補助基本額」の欄については、平成１１年４月１日から適用する。なお、同要綱中「保育士」とあるのは、平成１１年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１２年２月２日から施行し、平成１１年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年２月１４日から施行し、平成１２年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年３月１１日から施行し、平成１３年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年３月５日から施行し、平成１４年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１５年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年１２月１９日から施行し、平成２６年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年２月２６日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。ただし、第２条第１３号及び第３条第１項第１号に規定する准看護師（乳児４人以上を入所させる保育所及び幼保連携型認定こども園において、1人に限り職員定数上の保育士とみなすことができる者をいう。別表１中「補助要件」の欄の「准看護師」も同様。）については、平成２７年6月２９日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第３条第１項第１号の改正規定は、平成２８年9月１６日から適用する。

附　則

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月２７日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表１

事業名	種目	内　　容	補助要件	補助基準額
保育士等配置基準改善補助事業	基本加算分１	保育士の労働条件の改善と保育内容の充実を図る目的で、職員定数を超えて保育士配置に要する経費を補助する。ただし、次の事業等の対象保育士及び保育教諭等を除く。 ・主任保育士専任加算 ・学級編制調整加配加算 ・チーム保育加配加算 ・一時預かり事業 ・要配慮保育事業 ・地域子育て支援拠点事業	職員定数を超えて、以下の保育士資格保有者等を配置すること。 ＜対象＞ ・正規職員保育士 ・保育教諭等（保育士資格を有する者に限る。） ・準保育士 ・短時間保育士 ・みなし保育士 以下の者については、上記の保育士資格保有者等がいない場合に限る。 ・調理員等 ・保育支援者	１施設当り 給料月額×予算で定める月数×予算で定める率×補助対象月数／12 月 ※前年度の 3 月 31 日現在に適用される千葉市職員の給与に関する条例の行政職給料表の 1 級 23 号給の給料月額
	基本加算分２		「基本加算分１」の要件を満たし、かつ、職員定数を超えて、以下の保育士資格保有者等を２人以上配置すること。 ＜対象＞ ・正規職員保育士 ・保育教諭等（保育士資格を有する者に限る） ・準保育士 ・短時間保育士 ・みなし保育士	１施設当り 給料月額×予算で定める月数 ×補助対象月数／12 月 ※前年度の 3 月 31 日現在に適用される千葉市職員の給与に関する条例の行政職給料表の 2 級 31 号給の給料月額
	基本加算分３		「基本加算分２」の要件を満たし、かつ、職員定数を超えて、以下の保育士資格保有者等を３人以上配置すること。 ＜対象＞ ・正規職員保育士 ・保育教諭等（保育士資格を有する者に限る）	

			・準保育士 ・短時間保育士 ・みなし保育士	
	一般加算分１	保育士の労働条件の改善と保育内容の充実を図るための保育士等の配置に要する人件費を補助する。	「基本加算分１」の要件を満たし、職員定数を超えて、以下の保育士資格保有者等を配置すること。 調理員等については、留意事項通知に定める調理員等の人数を超えて配置すること。 ただし、栄養管理加算（配置）の適用を受ける園において、栄養士を補助対象とする場合は、その加算額分を減じるものとする。 ＜対象＞ ・正規職員保育士 ・保育教諭等（保育士資格を有する者に限る。） ・準保育士 ・短時間保育士 ・保健師、看護師又は准看護師 ・特定理学療法士等 ・みなし保育士 ・調理員等 ・保育支援者	１施設当り 給料月額×予算で定める月数×予算で定める率 ×補助対象月数／12 月 ※前年度の 3 月 31 日現在に適用される千葉市職員の給与に関する条例の技能労務職給料表の 1 級 25 号給の給料月額
	一般加算分２		「一般加算分１」の要件を満たし、職員定数を超えて、以下の保育士資格保有者等を配置すること。 ただし、「基本加算分３」の要件を満たしている場合及び「基本加算分１」において調理員等・保育支援者を対象とする場合を除く。 ＜対象＞	

			・正規職員保育士 ・保育教諭等（保育士資格を有する者に限る。） ・準保育士 ・短時間保育士 ・保健師、看護師又は准看護師 ・特定理学療法士等 ・みなし保育士 ・調理員等 ・保育支援者	
	特定加算分１	入所した児童が心身に障害を有する場合等の当該児童の円滑な受入に対する保育士配置の人件費を補助する。	「基本加算分１～３」の要件を満たし、千葉市要配慮保育実施要綱（平成 30 年４月１日施行）第２条に規定する対象児童の保育又は教育を実施する職員を配置すること。 ただし、同条に規定する対象児童の保育又は教育を実施する園において、「基本加算分２」の要件を満たさない場合は、「基本加算分１」より先んじて補助することができるものとする。また、同要綱第７条に規定する医療的ケアを必要とする対象児童（以下、「医療的ケアが必要な児童」という。）を受け入れる園において当該児童の保育又は教育を実施する職員として保健師、看護師又は准看護師を配置した場合において「基本加算分１」より先んじて補助することができるものとする。 ＜対象＞	加配職員１人当り 給料月額×予算で定める月数×補助対象月数／12 月 ※前年度の 3 月 31 日現在に適用される千葉市職員の給与に関する条例の行政職給料表の 1 級 23 号給の給料月額。ただし、医療的ケアが必要な児童の受け入れをし、当該児童の保育又は教育を実施する職員として配置される保健師、看護師又は准看護師については、3 級 8 号給の給料月額とする。

			・正規職員保育士 ・保育教諭等（保育士資格を有する者に限る。） ・準保育士 ・短時間保育士 ・保健師、看護師又は准看護師 ・みなし保育士	
	特定加算分２	１・２歳児に対する保育士配置基準を、概ね児童５人に対し保育士１人の割合とするため、複数の保育士配置を要する施設に対し、入所児童数に応じて保育士配置に要する人件費を補助する。	１・２歳児が 36 人以上入所している場合において、「基本加算分１～３」の要件を満たし、かつ、職員定数を超えて保育士資格保有者等を４人以上配置すること。この場合の補助基準額は、配置職員１人分とする。 ただし、このうち１・２歳児が 66 人以上で保育士資格保有者等が５人以上の場合は、配置職員２人分とする。 ＜対象＞ ・正規職員保育士 ・保育教諭等（保育士資格を有する者に限る） ・準保育士 ・短時間保育士 ・みなし保育士	配置職員１人当り 給料月額×予算で定める月数 ×補助対象月数／12 月 ※前年度の 3 月 31 日現在に適用される千葉市職員の給与に関する条例の行政職給料表の 1 級 23 号給の給料月額 ※短時間勤務職員を複数配置する場合の補助額は予算で定める額を限度とする。

施設運営費等改善補助事業	日本スポーツ振興センター共済掛金補助	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に定める共済掛金に対する補助	独立行政法人日本スポーツ振興センター法に定める共済掛金	独立行政法人日本スポーツ振興センターが定めた児童1人当りの共済掛金のうち、次の保護者負担額を除いた額とする。 ・私立保育園　日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例（昭和35年千葉市条例第16号）第1条に規定する額(市条例に規定する額以上を保護者から徴収している場合は徴収額) ・私立認定こども園及び私立給付型幼稚園　私立保育園の規定を準用する。
	施設賠償責任保険料補助	入所児童のために加入した賠償責任保険料に対する補助	保険加入に伴う経費 ＜対象＞ 私立保育園	予算で定める単価 ×児童数
	内科・歯科健康診断費補助	児童の健康のための委託医（内科医及び歯科医）による健康診断等に対する補助	児童の健康診断及び健康指導に要する経費	(1)集団の健康診断 予算で定める基準額から公定価格に含まれる嘱託医手当に相当する額を差し引いた額(健康指導を含む。差し引いた額がマイナスの場合は０円とする。) (2)個別の健康診断 予算で定める単価 ×検診児童数
	寝具乾燥費補助	入所児童（保育認定を受けた子どもに限る。）が使用する布団・毛布の乾燥に要する経費の補助	寝具乾燥に伴う経費	予算で定める単価 ×児童数×枚数×回数
	緊急通報装置運用費補助	児童の安全管理等に要する委託経費に対する補助	児童の安全管理等に要する委託経費	月額　６，０００円
	使用済み紙お	使用済み紙おむつの処理及	使用済み紙おむつの処理	予算で定める単価（月額）

	むつ処理経費等補助	び布おむつのリース等に要する経費に対する補助	に関し、保護者の費用負担を軽減すること。おむつの処理以外の経費と合わせて保護者負担が発生する場合には、少なくとも保護者負担額から予算で定める単価を減じること。	×10 月 1 日現在の入所児童数（３歳未満児に限る）×実施月数

別表２

関係条項	保育士等配置基準改善補助事業		施設運営費等改善補助事業	
	様式番号	様式名	様式番号	様式名
第４条	第１号	千葉市施設型給付対象施設保育士等配置基準改善事業補助金交付申請書	第１号の２	千葉市施設型給付対象施設運営費等改善事業補助金交付申請書
第６条	第２号	千葉市施設型給付対象施設保育士等配置基準改善事業補助金交付決定通知書	第２号の２	千葉市施設型給付対象施設運営費等改善事業補助金交付決定通知書
第８条	第３号	千葉市施設型給付対象施設保育士等配置基準改善事業補助金分割払い請求書	第３号の２	千葉市施設型給付対象施設運営費等改善事業補助金分割払い請求書
第９条 第１項	第４号	千葉市施設型給付対象施設保育士等配置基準改善事業補助金変更交付申請書	第４号の２	千葉市施設型給付対象施設運営費等改善事業補助金変更交付申請書
第９条 第３項	第５号	千葉市施設型給付対象施設保育士等配置基準改善事業補助金変更交付決定通知書	第５号の２	千葉市施設型給付対象施設運営費等改善事業補助金変更交付決定通知書
第１０条	第６号	千葉市施設型給付対象施設保育士等配置基準改善補助事業実績報告書	第６号の２	千葉市施設型給付対象施設運営費等改善補助事業実績報告書
第１１条	第７号	千葉市施設型給付対象施設保育士等配置基準改善事業補助金額確定通知書	第７号の２	千葉市施設型給付対象施設運営費等改善事業補助金額確定通知書
第１２条	第８号	千葉市施設型給付対象施設保育士等配置基準改善事業補助金差額請求書	第８号の２	千葉市施設型給付対象施設運営費等改善事業補助金差額請求書
第１３条	第９号	千葉市施設型給付対象施設保育士等配置基準改善	第９号の２	千葉市施設型給付対象施設運営費等改善事業補助

		事業補助金支出金精算書（概算払）		金支出金精算書（概算払）